

参加者の有無を確認する公募手続きに係る参加意思確認書の提出を求める公示

令和7年1月31日

北九州市都市戦略局住まい支援室

1 当該公募の趣旨

本業務については、「特定非営利活動法人北九州市すこやか住宅推進協議会」の会員に対して、「すこやか住宅改造助成事業」を行う際の、住宅の改修等に必要な知識や技術を習得すること等を目的とした研修会の開催や当該助成事業の普及促進を実施するものであるため、特定の者を相手方とする契約手続きを行う予定としているが、当該特定の者以外の者で、下記の応募要件を満たし、本業務の実施を希望する者の有無を確認する目的で、参加意思確認書の提出を求める公募を実施するものである。

公募の結果、応募がない場合、応募があっても3の応募要件を満たすと認められる者がいない場合は、特定の者との随意契約の手続きに移行する。

なお、3の応募要件を満たすと認められる者がいる場合は、指名競争入札又は指名型プロポーザルを実施する予定である。

2 業務の概要

(1) 業務名

令和7年度すこやか住宅普及業務委託

(2) 業務内容

ア「すこやか住宅」の普及促進

(ア) 情報誌の発行

(イ) ホームページの活用

イ関連事業者等の育成

(ア) ケアマネジャーに対する研修会の開催

(イ) 高齢者等住宅相談やすこやか住宅改造助成事業に従事する建築士相談員、施工業者に対する研修会の開催（新規加入者向け）

(ウ) 高齢者等住宅相談やすこやか住宅改造助成事業に従事する建築士相談員、施工業者に対する研修会の開催（更新者向け）

(エ) 高齢者等住宅相談やすこやか住宅改造助成事業に従事する建築士相談

員、施工業者に対する実務研修会の開催

※「すこやか住宅改造助成事業」とは、介護を必要とする高齢者や障害者等が居住している住宅を、身体状況に配慮した仕様（段差解消等）に改造する場合に、その費用の全部または一部を助成する事業。

※「すこやか住宅改造助成事業に従事する建築士相談員、施工業者」とは、特定非営利活動法人北九州市すこやか住宅推進協議会へ登録を行い、すこやか住宅改造助成対象者宅へ訪問し工事内容の相談及び図面の作成を行う建築士、施工業者。

(3) 履行期間

契約締結日から令和8年2月27日まで

3 応募要件

(1) 基本的要件

ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

イ 北九州市物品等供給契約の競争入札参加者の資格及び審査等に関する規則（平成7年北九州市規則第11号）第6条第1項の有資格業者名簿（以下「有資格業者名簿」という。）に記載されていること。

ウ 有資格業者名簿において「B」又は「C」の等級に格付けされていること、及び有資格業者名簿に記載されている本店所在地（又は受任地）が北九州市内であること。

エ 本市から指名停止を受けている期間中でないこと。

(2) 基本的要件以外の要件

業務の遂行にあたって、次の要件を満たすこと。

ア 「すこやか住宅改造助成事業」の制度内容を熟知し、「特定非営利活動法人北九州市すこやか住宅推進協議会」へ会員登録を行っているすこやか住宅改造助成事業施工業者及び建築士相談員に対し、必要な知識・技術の習得等の研修を実施する能力を有すること。

イ 高齢者等の身体状況や居住環境に応じた住宅改造の知識を有すること。

ウ 建築、医療及び福祉等の各分野との連絡調整が可能であること。

4 手続き等

(1) 契約担当課（問い合わせ先）

住所 北九州市小倉北区城内1番1号

担当課名 北九州市都市戦略局住まい支援室

電話番号 093-582-2288 FAX番号 093-582-2503

(2) 説明書等の交付期間、場所及び方法

ア 交付期間

令和7年1月31日から令和7年2月18日まで（閉庁日を除く。）の毎日、
8時30分から17時15分まで

イ 交付場所

(1) に同じ。

ウ 交付方法

交付場所において配布します。

エ 交付書類

説明書、参加意思確認書

(3) 参加意思確認書の提出期間、場所及び方法

ア 提出期間

令和7年2月3日から令和7年2月18日まで（閉庁日を除く。）の毎日、8
時30分から17時15分まで

イ 提出場所

(1) に同じ。

ウ 提出方法

応募者は、「参加意思確認書」に応募要件を満たすことを証する書類を作成
添付し、提出期限までに直接持参すること。

(4) その他

ア 予算その他本市の事情により、当該公募手続の中止又は当該手続により行う
こととなった当該業務委託の指名競争入札又は指名型プロポーザルを中止する
場合がある。

イ 詳細は説明書による。